本市いじめ重大事態調査結果報告書の公表のあり方について
学校教育部 生徒指導課
学校教育部 生徒指導課 いじめの再発防止といういじめ重大事態調査結果報告書(以下「調査結果報告書」という。)を公表する意義を十分にふまえた、公表のあり方について公開・非公開の基本的な考え方や手順を整理し取りまとめたので報告する。詳細は資料1のとおり 【概要】 ○ いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開の基本的な考え方について・新たに公開・非公開にかかる基本的な考え方を整理。・担当者による対応差や事務ミスが生じない事務手続きの統一化も図る。 ○ いじめの重大事態 答申後~公表までの動き(手順)について・調査結果報告書のいじめ防止等対策推進委員会からの答申後から公表までの作業手順を整理。 ・担当者による対応差や事務ミスが生じない事務手続きの統一化も図る。・いじめの被害を受けた児童生徒やその保護者(以下「被害児童生徒・保護者」という。)に寄り添った丁寧な説明及び被害児童生徒・保護者」という。)に寄り添った丁寧な説明及び被害児童生徒・保護者と見解の相違とならないような手続きを追加し実践。 【今後の予定】
<ul><li>・今後、いじめ防止等対策推進委員会から答申があった際には今回取りまとめた基準や手順に則って対応する。</li></ul>

# いじめ重大事態調査結果報告書 の公表のあり方について

令和4年9月 堺市教育委員会

### 目 次

1.	いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え方について	1
2.	いじめの重大事態 答申後〜公表までの動き(手順)	3
3.	参考資料	6

#### 1. いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え方について

#### ○ はじめに~いじめの実態とその対応を市民と共有~

いじめ重大事態調査結果報告書(以下「報告書」という。)を公表する意義は、いじめの実態とその対応を市民と共有し、いじめ防止の啓発を促すことなどを通じて、同種事案の再発防止につなげることである。

また、調査過程や調査結果の可視化を図ることで説明責任を果たし、確かな対応により安全安心な学校生活を保障する学校・教育委員会の信頼性の向上にもつなげることが可能となる。

一方、重大事態の関係当事者の学校生活はもとより、その人格や名誉、子どもたちの将来において の成長を守るという視点や個人のプライバシーも、公開範囲を考えるうえで配慮すべきである。

公表に際しては、双方のバランスも必要であるが、いじめの再発防止という公表の意義を十分にふまえ、また、「教育的配慮」の名のもとに曖昧な判断をすることのないよう、積極的に公開していく姿勢で取り組む。

#### 〇 原則

#### ◆ 「再発防止」の意義をふまえ原則公表

報告書は、「いじめの重大事態に係る調査結果報告書の公表に関するガイドライン」に基づき、報告書を公表することの意義や必要性、個人のプライバシーへの配慮等に鑑みた上で、原則公表する。

#### ◆ 公開・非公開箇所を特定するルールの明確化

いじめの対処や再発防止につながる公表に向け、原則として、一般の方が見て、個人を特定、類推できる情報であるかどうか、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお、個人の権利利益を害する情報となる恐れがあるかどうかで当該箇所の公開・非公開を判断する。

#### ◆ 限定的な非公開箇所の特定

非公開箇所の特定に際しては、公表する意義をふまえ、「特定の個人の識別性がある情報」 に該当するかどうかの判断を慎重に行い、安易に文や段落の全体が非公開箇所と特定することがないよう留意する。

#### ◆ 公開に向けた考慮

判断に際しては、その事象が公にされている情報であれば原則として公開する。

#### ○ 特段の配慮を要する場合

#### ◆ 性被害など特段の配慮を要する事象への対応

いじめ事象によっては、性被害など、その内容や性質から関係児童生徒に大きな心理的影響を及ぼす内容である場合がある。

このような、特段の配慮を要する場合に限り、「原則」の一般の方が見て特定できるかどうかで判断 した非公開箇所に加え、当該学校の児童生徒が見て特定される可能性のある箇所についても、公 開・非公開を判断する。

#### ◆ 自死の事象に対する積極的な再発防止の対応

自死の事象については、二度と起こしてはならず、再発防止の必要性が極めて高い。このことをふまえ、実態と対応を積極的に市民に公表し、再発防止につなげる。ただし、自死(特に未遂や疑い)のうち、関係児童生徒に大きな心理的影響を及ぼす場合については性被害など特段の配慮を要する事象と同様の扱いとする。また、自死に関しては、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、自死の連鎖の可能性などもふまえることとする。

#### ◆ 公開に向けた考慮

判断に際しては、その事象が公にされている情報であれば原則として公開する。

#### 附則(被害児童生徒や保護者が異なる意向を示した場合等)

#### ◆ 被害児童生徒や保護者に寄り添った丁寧な説明

いじめの被害を受けた児童生徒やその保護者(以下「被害児童生徒・保護者」という)との報告書の公開・非公開箇所の確認に際しては、公開・非公開とした理由だけでなく、改めて報告書を公表する意義等を丁寧に説明し相互理解を図る。

#### ◆ 公開箇所等の再検討

被害児童生徒・保護者に説明を尽くしてもなお、教育委員会が示す公開・非公開箇所と異なる意向を示された場合、個人のプライバシーへの配慮等に鑑みたうえで、その意向に合理的理由(被害児童生徒がおかれた状況の変化など)があるかどうかを考慮し、次の方向性で改めて公開箇所を判断する。

- ① 教育委員会が示したものより非公開箇所を多くする意向を示された場合、改めて公表する意義等を丁寧に説明し、再発防止につながる箇所を公開していく方向で、相互理解を図る。
- ② 教育委員会が示したものより公開の意向を示し、個人情報の提供等に本人の同意がある場合、本人の個人情報を理由に非公開とした箇所についても原則として公開する。

- 2. いじめの重大事態 答申後~公表までの動き (手順)
- はじめに〜被害児童生徒や保護者に寄り添う〜

教育委員会事務局は、いじめの被害を受けた児童生徒やその保護者(以下「被害児童生徒・保護者」という。)に対する、調査開始前や調査結果などの説明に際し、手順を書面で示すなど被害児童生徒・保護者に寄り添った丁寧な説明を行う。

特に、調査結果の説明に際しては、「当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」といじめ防止対策推進法に規定されていることを認識したうえで行う。

- 答申後、教育委員会事務局は、被害児童生徒・保護者に連絡をとり、報告書を渡すための日 程調整を行う。
- ② 教育委員会事務局は、被害児童生徒・保護者に報告書を渡し、今後の流れ等について説明する。

なお、説明時には、被害児童生徒・保護者からの了承を得たうえで、IC レコーダー等を活用し記録する。録音の了承を得られない場合であってもメモは取る。

①報告書の取扱い、②意見書について、③公表について、④今後の流れ、の 4 点について書面で説明する。説明時に、「報告書の取扱いについて(SNS 発信、コピー、他人への情報提供、譲渡等の禁止)」に被害児童生徒・保護者の署名をもらう。①報告書、②意見書(ある場合のみ)、③公表におけるご意向についての 3 点を概ね 2 週間後に、返送してもらいたいことを被害児童生徒・保護者に依頼する。

«被害児童生徒・保護者から報告書等の返送があった後の対応»

● ①意見書(ある場合のみ)、②公表におけるご意向について、の2点を教育長まで供覧した後、教育委員及び市長にいじめ重大事態調査結果の報告をする。

«市長による判断を受けた後の対応»

- 再調査あり → 市長部局による再調査へ
- 再調査なし → 公表手続きへ(報告書を公表し、同種のいじめ事象の再発防止につなげる ことを、被害児童生徒・保護者に説明を尽くしても、公表を望まない場合でも、 報告書のうち課題や提言部分のみ公表するなど部分開示の可能性を追求す る。ただし、それでも公表を望まない場合は公表しない。)
- ③ 教育委員会事務局は、「いじめの重大事態に係る調査結果報告書の公表に関するガイドライン」 や「いじめ重大事態調査結果報告書の公開・非公開にかかる基本的な考え方について」をふまえ、 非公開箇所の方向性を判断後、非公開作業をする。

- ◆ 教育委員会事務局は、非公開案の作成にあたり、関係課や弁護士に相談する。
- **⑤** 教育委員会事務局は、暫定的に非公開箇所を決定する。

そのうえで、被害児童生徒・保護者に非公開箇所を1か所ずつ提示しながら説明する。その際、被害児童生徒・保護者から意見があった場合は丁寧に聞き取ったうえで、公開・非公開を再検証する。

なお、説明時には、被害児童生徒・保護者から了承を得たうえで、IC レコーダー等活用し記録する。録音の了承を得られない場合であってもメモは取る。

 教育委員会事務局は被害児童生徒・保護者の同意を得たうえで、「公表にかかるマスキングの ご意向について」、に署名をもらい、教育長の決裁を経て非公開箇所を最終決定する。ただし同 意を得た後であっても、被害児童生徒・保護者から意見があった場合は丁寧に聞き取り、公開・ 非公開を再検証する。

また被害児童生徒・保護者の意向をふまえて、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。

なお、説明時には、加害児童生徒及びその保護者から了承を得たうえで、IC レコーダー等活用し記録する。録音の了承を得られない場合であってもメモは取る。

- ❸ 教育委員会事務局は、広報課と公表日や公表方法等について調整する。また報告書の公表について教育委員及び市長への報告、市議会等への説明を行う。
- 公表する。

#### 3. 参考資料

「いじめの重大事態 答申後~公表までの動き(手順)」に係る各種書式

- ・いじめ重大事態調査結果報告書の取扱い等留意点について
- ・いじめの重大事態調査結果報告書の取扱いについて
- ・いじめの重大事態調査結果報告書の公表におけるご意向について
- ・いじめの重大事態調査結果報告書の公表にかかるマスキング(黒塗り)のご意向 について

#### いじめ重大事態調査結果報告書の取扱い等留意点について

お渡しするいじめ重大事態調査結果報告書(以下「調査結果報告書」という。)の 取扱等について留意点をお伝えします。

#### 【報告書の取扱い】

- ・ 調査結果報告書には個人が特定され得る情報(いわゆる個人情報)が記載されています。他人の権利利益を侵害することがないよう、厳重な管理をお願いします。
- また、調査結果報告書を複写及びSNS等へ掲載することのないようよろしくお願いします。

#### 【調査結果報告書に対する意見書】

- ・ この調査結果報告書に対して、ご希望される場合には、調査結果に係る所見をまとめた文書(以下「意見書」という。)を提出することができます。
- ・ 意見書を提出される場合は<u>令和●年●月●日を目途にご提出いただきますようお</u>願いいたします。
- ・ 提出の際には、お渡しした調査結果報告書と意見書に加え、この後説明する「いじめの重大事態調査結果報告書の公表におけるご意向について」(以下「公表における同意書」という。)を同封している返信用封筒に入れ、書留郵便にて送付してください。

#### 【調査結果報告書の公表】

- いじめ事案の調査結果を公表することについては、いじめの再発防止のため、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」で公表が望ましいことやその手順等が示されています。一方、調査結果の公表に当たっては、関係者への影響が生じる場合もあり、その面での配慮も必要です。
- ※ 文部科学省が平成29年3月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 調査結果の公表については、次のように定めています。(一部抜粋)

#### (調査結果の公表、公表の方法等の確認)

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、 事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等 を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが 望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針につい て説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する こと。
- 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。
  - (結果公表に際した個人情報保護)
- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の 情報公開条例等に照らして適切に判断すること。

- ・ 堺市では令和2年7月に「いじめの重大事態に係る調査結果報告書の公表に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し次のように公表することとしています。
  - ①いじめの被害を受けた児童生徒及びその保護者の方(以下「被害児童生徒・保護者の方」という。)から、本市ホームページでの公表について同意を得たうえで公表します。
  - ②堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条の規定により、個人名や学校名等を置き換えるほか、関係当事者のプライバシーの保護を図り、公表します。
  - ③公表の意義・目的と公表による関係当事者への影響を総合的に勘案し、公表します。
- ※ 堺市が令和2年7月に策定した「いじめの重大事態に係る調査結果報告書の公表に関する ガイドライン」には、次のように定めています。(一部抜粋)

#### (3) 公表する時期・期間

堺市教育委員会が、調査結果報告書をいじめの被害を受けた児童生徒及びその保護者に 提供・報告し、本市ホームページにおける公表について同意を得た場合には、速やかに公 表することとし、その期間は3か月を基本とします。公表について同意を得られない場合 は公表しません。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りではありません。

#### (4) 公表の方法

調査結果報告書は、堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条の規定により、個人名や学校名等を置き換えるほか、関係当事者のプライバシーの保護を図るとともに、公表の意義・目的と公表による関係当事者への影響を総合的に勘案し、堺市いじめ防止等対策推進委員会の判断において表現上の配慮を施すものとします。堺市教育委員会は、そうした配慮の下で作成された調査結果報告書を本市ホームページで公表します。

#### 【今後の流れ】

- ・ 調査結果報告書の取扱い等について、被害児童生徒・保護者の方へ説明。(本日)
- ・ 被害児童生徒・保護者の方から調査結果報告書、意見書(ある場合のみ)及び「公表における同意書」を教育委員会にご提出いただきます。(概ね2週間)
- ・ 教育委員会から、調査結果報告書に意見書(ある場合のみ)を添えて市長へ提出。
- ・ 被害児童生徒・保護者の方に、調査結果報告書の公表に同意いただいた場合、教育 委員会において非公開箇所のマスキング(黒塗り)作業を行います。暫定的に決定 したものを改めて説明します。被害児童生徒・保護者の方の同意、署名を得たうえ で、公表手続きを行います。
- ・ 公表(基本的には3か月間)



堺市教育委員会

#### いじめの重大事態調査結果報告書の取扱いについて

堺市立●●学校において生じた事案に関して、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、堺市いじめ防止等対策推進委員会が調査及び作成した調査結果報告書の取扱いについて、以下の留意点を厳守することに対するご意向をお伺いいたします。

#### 【留意点】

- 個人が特定され得る情報については、他人の権利利益を侵害することがないよう、厳 重に管理すること。
- 本報告書をSNS等による掲載及び複写等を行わないこと。
- ・ 本報告書は宛名で示された保護者のみが閲覧することとし、他人に見せたり、譲渡しないこと。

上記の留意点を厳守することを約束します。

住	所			
-	_			
氏	名			

	00	●● 核 ●●さん保護者 核	
			堺市教育委員会
		いじめの重大事態	調査結果報告書の公表におけるご意向について
項に本市	こ基づ 方ホー	。 ・ムページへ公表する	Eじた事案に関して、いじめ防止対策推進法第28条第1 :等対策推進委員会が調査及び作成した調査結果報告書を ることについてのご意向をお伺いいたします。 い月を基本とします。
■部	問査結	果の公表について、	
(	)	同意します。	
(	)	次のことを条件と	こして、同意します。
(	)	同意しません。	

氏 名

	様
●●さん倪	R護者様

堺市教育委員会

## いじめの重大事態調査結果報告書の公表にかかる マスキング (黒塗り) のご意向について

堺市立●●学校において生じた事案に関して、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、堺市いじめ防止等対策推進委員会が作成した調査結果報告書の公表にかかるマスキング(黒塗り)について、ご意向をお伺いいたします。

調査結果報告書を確認し、公表にかかるマスキング(黒塗り)について同意します。

住	所	
氏	名	